

2020年6月1日

ケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく情報の公開

令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」改正により、女性活躍に関する情報公表の強化が義務付けられました。(法第二十条第一項の情報公開に基づく)

当社における情報提供を下記の通り公開いたします。

■女性活躍に関する情報公表の強化

(1)職業生活に関する機会の提供に関する実績

・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) 50% (2019年度実績)

(2)職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

・有給休暇取得率 62.33% (2019年度実績)

※取得資格を有する労働者のうち10日以上付与者の取得実績